

割賦販売法について

2017年12月14日

経済産業省

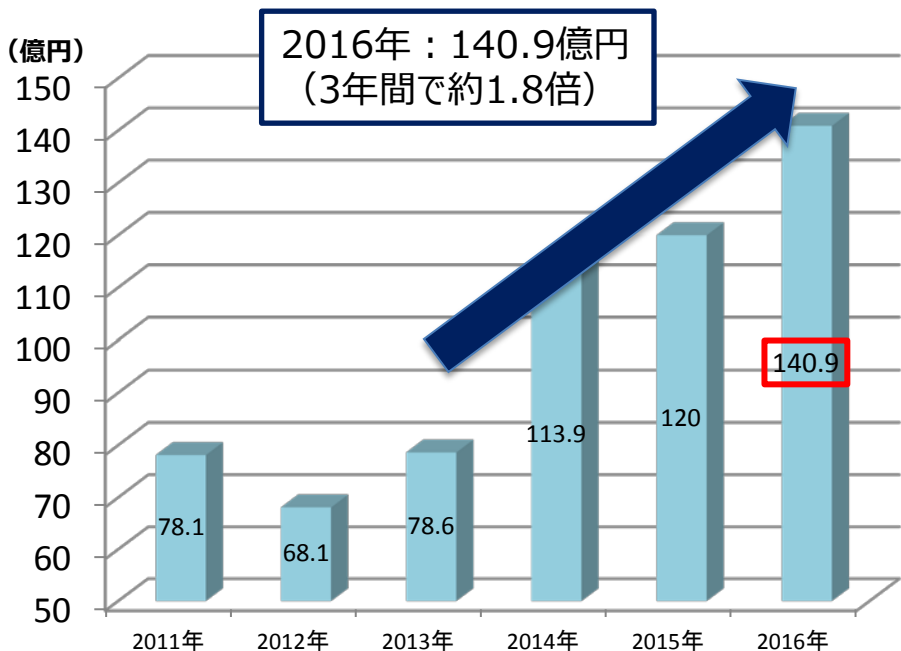
商務・サービスグループ

商取引監督課

背景①：クレジットカード情報の漏えい事故と不正使用被害の増加

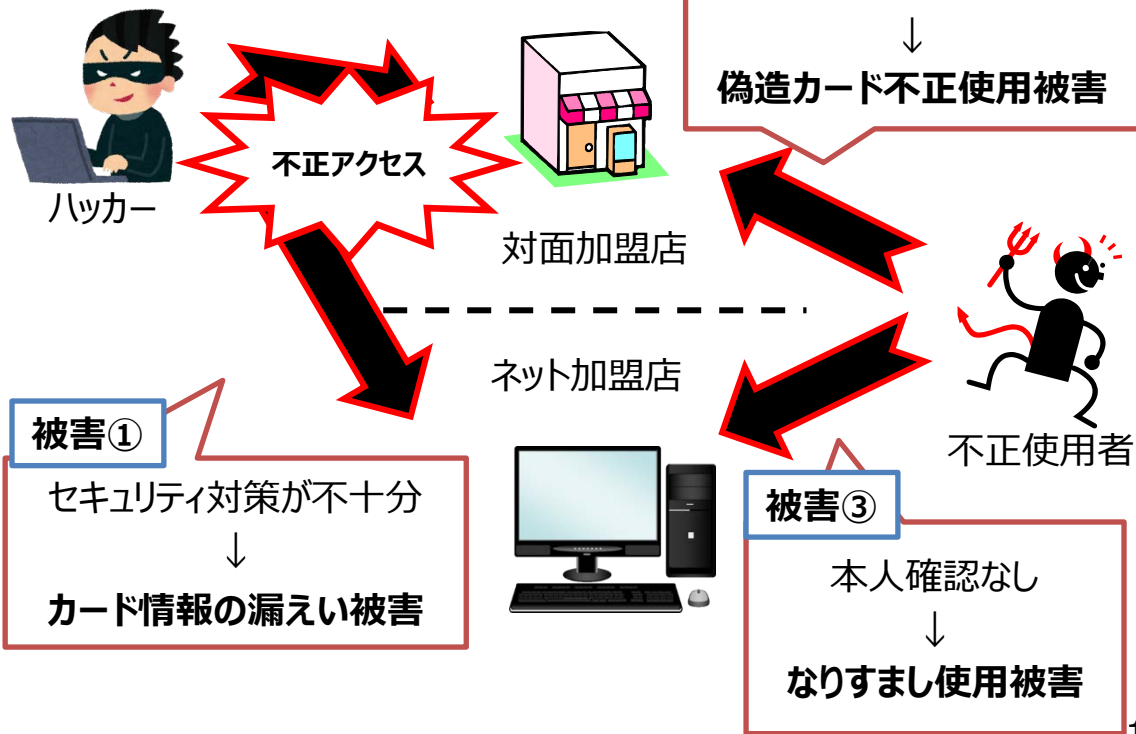
- 昨今、加盟店を狙った不正アクセスにより、カード情報の漏えいが拡大。
※2016年で55件（前年比1.5倍、報告ベース、暫定値）
- これに伴い、偽造カードやネット上で本人になりすました不正使用による被害は増加（年間約**141億円**）。
- 不正使用は国境を越えて行われ、犯罪組織に多額の資金が流出しているとの指摘あり。

クレジット取引の不正使用額の推移



(注) 不正使用被害額は、国内発行クレジットカードでの不正使用分で、カード会社が把握している分を集計（海外発行カード分は含まれない。）
出所：一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正使用被害の集計結果について」

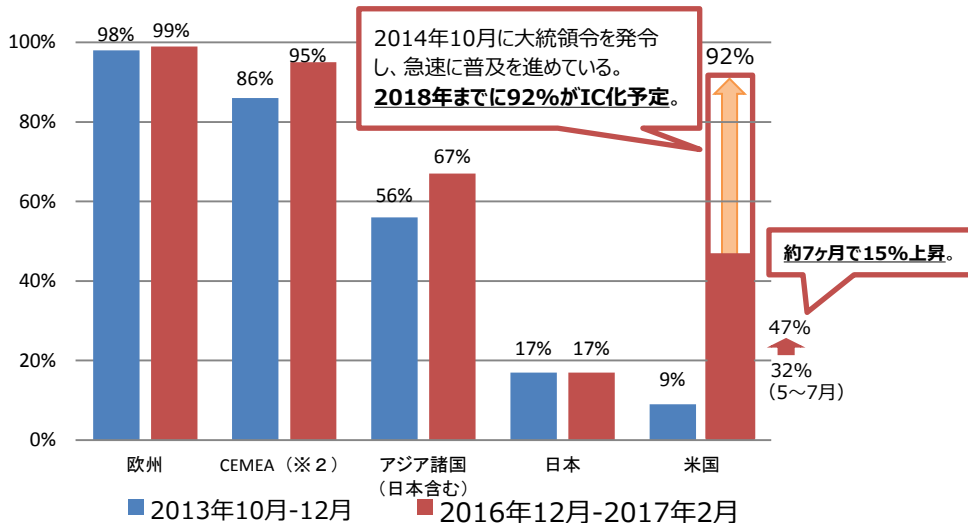
クレジット取引での被害イメージ



背景②：我が国の「セキュリティホール化」の懸念

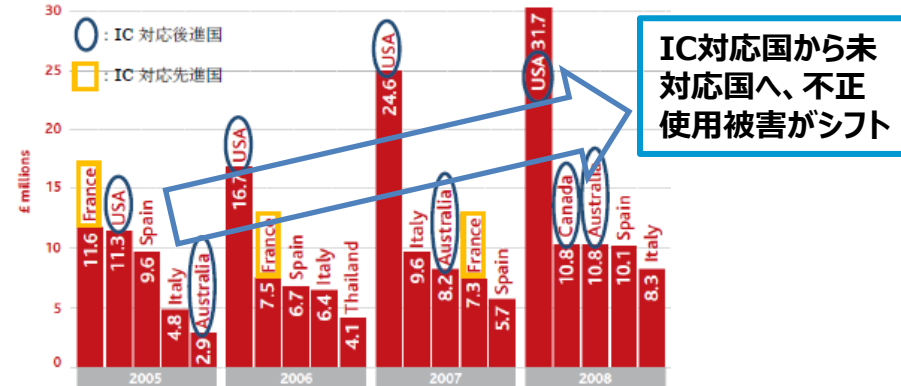
- 従来、クレジット決済端末のIC対応「後進国」の代表格が日米両国。
- 不正使用大国であった米国**は、最近の大規模漏えい事件を契機に**IC対応を急速に進めつつある**。
- ※2014年10月にクレジット決済のIC化に係る大統領令を発令。2015年中には大手小売業者はIC対応をほぼ完了。
- 欧州や東南アジアの一部の国では**100%近く普及が進んでいる**（ほか、**中国や韓国ではChip Mandate（義務化）**等によりIC対応が急速に進んでいる。
- その結果、磁気決済が中心でセキュリティ環境の脆弱な**我が国が「セキュリティホール化」**し、偽造カードの不正使用被害が**国境を越えて流入するリスク**が高まりつつある。

クレジット取引のIC対応比率 (※1)



(※1) クレジット取引全体に占める、IC対応端末での決済の比率
(※2) CEMEA = 中欧東欧・中東・アフリカ
(出所) VisaNet clearing & settlement

イギリス発行カードの海外での不正利用の推移 (2005-2008)



出典：APACS Fraud The Facts 2009 (2016年2月 日本クレジットカード協会 IC化に関する調査結果)

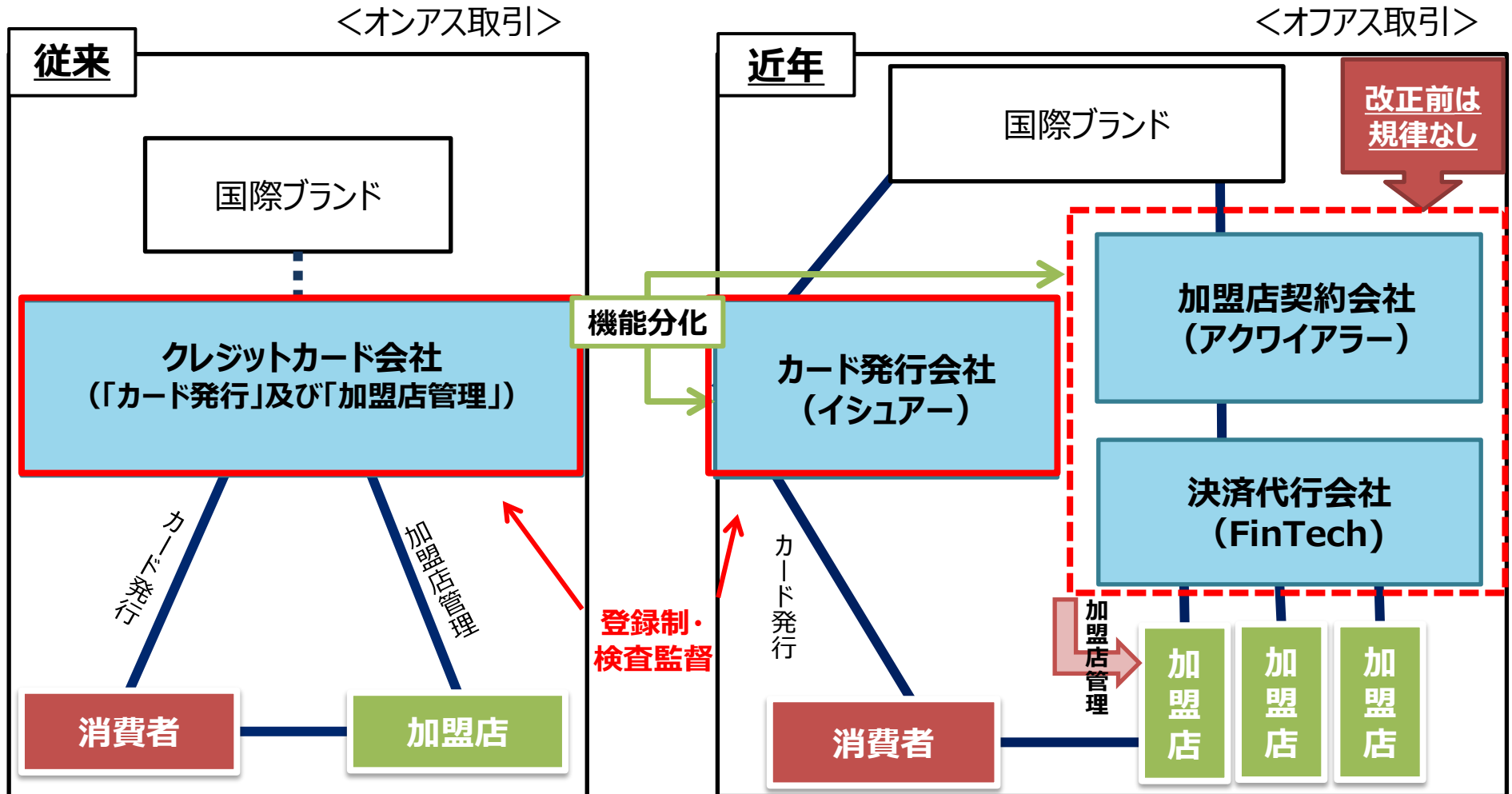
米国の偽造カード被害額 (2011 - 2015)



出典：Aite Report - EMV Lessons Learned and the U.S. Outlook (2016年2月 日本クレジットカード協会 IC化に関する調査結果)

背景③：クレジットカード取引に関わる主体の多様化

- 割賦販売法は、従来、カード発行業者自身が加盟店と契約する取引が前提。
- 近年、カード発行業者と加盟店契約業者が異なるケースが一般化。さらに、いわゆる決済代行業者が加盟店契約業者と加盟店の間に入る契約も増加。



改正割賦販売法の概要

- 近年、加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害が増加している。また、カード発行を行う会社と加盟店と契約を締結する会社が別会社となる形態（いわゆる「オフアス取引」）が増加し、これに伴って加盟店の管理が行き届かないケースも出てきている。
- これらを踏まえ、国際水準の安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための必要な措置を講ずる。

措置事項の概要

① アクワイアラー等による加盟店管理の強化

- 加盟店にクレジットカードの取扱いを認める契約を締結する事業者（アクワイアラー等）について登録制度を創設するとともに、加盟店調査等を義務付け。

② 加盟店におけるセキュリティ対策の義務化

- 加盟店に対し、クレジットカード番号等の情報管理及び不正利用対策を義務付け。

③ その他

- 決済代行業者（フィンテック企業等）も、アクワイアラーと同一の登録を受けられる。
- 加盟店のカード利用時の書面交付義務を緩和する。

施行期日

2018年6月1日

日本再興戦略2016

クレジットカードを安全に利用できる環境整備を推進するため、2020年までに「クレジット決済端末の100%のIC対応化」の実現等、国際水準のセキュリティ環境の実現を目指し、クレジット取引に関係する事業者等が策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、加盟店等におけるセキュリティ対策を義務付けることを含め、必要な法制上の措置を講ずる。

明日の日本を支える観光ビジョン

○ 2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて、「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現することを含め、…取組を実施。

【法改正のポイント①】 加盟店におけるセキュリティ対策の義務化

- クレジットカード取引を扱う加盟店においては、クレジット取引セキュリティ対策協議会※において策定された「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」に掲げられた措置を講ずるか、あるいはそれと同等以上の措置を講ずることが必要となる。

※クレジット取引に関わる幅広い事業者（カード会社、加盟店・関係業界団体、国際ブランド、端末機器メーカー、決済代行業者、セキュリティ事業者、情報処理センター等）及び行政が参画して設立（2015年3月）。

■ クレジットカード番号等の適切な管理（改正法第35条の16）

1. カード情報の漏えい対策

対面加盟店：最終的には2020年3月までに完了
EC加盟店：2018年3月までに完了

◇ カード情報を盗らせない

- 加盟店におけるカード情報の「非保持化」
- カード情報を保持する事業者のPCIDSS※準拠
※国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するセキュリティ規格

■ クレジットカード番号等の不正利用の防止（改正法第35条の17の15）

2. 偽造カードによる不正使用対策

対面加盟店：最終的には2020年3月までに完了

◇ 偽造カードを使わせない

- クレジットカードの「100%IC化」の実現
- 決済端末の「100%IC対応」の実現

3. ネット取引における不正使用対策

EC加盟店：2018年3月までに完了

◇ ネットでなりすましをさせない

- 多面的・重層的な不正使用対策の導入
(パスワードによる本人認証、セキュリティコード等)

【法改正のポイント②】 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

※既存のアクワイアラー等については、施行日から6ヶ月間の経過措置あり。

●カード会社（アクワイアラー）

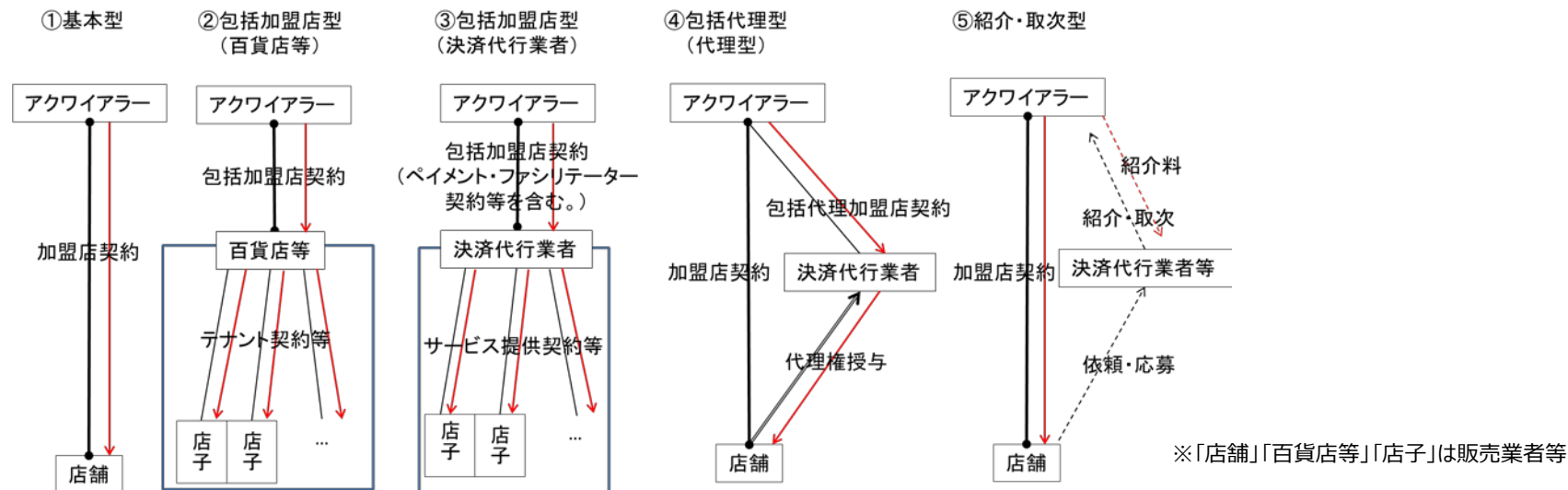
- ・ アクワイアラーとして加盟店契約業務を行う場合には、本制度での**登録が必要**。
（登録を受けた決済代行業者（下記A）が加盟店管理を行う場合には、登録不要。）
- ・ 外国法人が日本国内で業務を行う場合には、**国内営業所の登録**が必要。

●決済代行業者（PSP: Payment Service Provider）

A：決済代行業者が加盟店との契約締結について、アクワイアラーから包括的に授権され、実質的な最終決定権限を有し、加盟店管理を行う場合には、本制度における**登録が必要**。

B：決済代行業者の業務が一次審査を行うにとどまり、最終決定権限はアクワイアラーが留保している（登録アクワイアラーの下で加盟店管理業務の一部を行う）場合には、本制度の**登録は不要**。

※登録を受ける者については、アクワイアラーとPSP間の契約に基づき、どちらが加盟店に対するクレジットカード利用の承諾権限を有しているかにより、明確に定まることになる。



【改正ポイント③】 加盟店調査義務等

●「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に課される加盟店調査義務等

①初期審査（加盟店契約時）

- ・ 加盟店の所在地・代表者、商材・役務内容、販売方法等
- ・ セキュリティ対策（クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止）の実施内容 等

②途上審査（加盟店契約締結後）

- ・ セキュリティ対策の実施状況（情報漏えい、不正使用の発生状況等）
- ・ 悪質取引の有無（消費者トラブルの発生状況等） 等

③加盟店調査の結果に基づく必要な措置

- ・ 法令で定める基準に適合しない加盟店に対する必要な措置
 - ◇合理的な期間内に基準に適合するよう指導すること
 - ◇指導に従わないとき又は適合することが見込まれない場合、加盟店契約を解除すること

●業務改善命令、登録の取消し

- ・ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者がこの義務を履行していないと認められるとき、経済産業大臣は当該事業者に対し業務改善命令や登録の取消しを行うことができる。

その他の取組①

(1) イシューアからアクワイアラー等への苦情連携

- 悪質加盟店排除及び消費者保護の観点から、オフアス取引において、イシューアは、カード会員からの苦情が加盟店の悪質行為によるものと判断した場合、その内容を登録アクワイアラー等に通知し、かつ、認定割賦販売協会にも報告することを規定。
- 通知を受けた登録アクワイアラー等は、加盟店調査（随時調査）の必要性を判断し、調査を実施した場合には、必要に応じてその内容をイシューアにフィードバックすることとする。当該フィードバック情報を受領したイシューアは、包括信用購入あつせんに係る業務の改善その他の所要の措置（利用者への調査結果フィードバック等）を行う。

(2) IC対応加盟店の見える化

- (一社) 日本クレジット協会は、消費者がICクレジットカード取扱店を認識・識別できる「見える化」を図るため、ICクレジットカード取扱店のロゴマーク等を作成。今後、普及に努めていく予定。

<ロゴマーク>



その他の取組②

(3) 前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）に関する省令改正

- 近年の消費者からの苦情・相談の状況等を踏まえ、省令改正により新たな措置を実施。
- 具体的には、
 - ①現在、問題となっている行為を中心に、新たに以下の事項を改善命令の対象となる場合に追加。
 - ・契約締結又は契約の解除に際して、購入者等を威迫したとき
 - ・広告・チラシ等で不当表示があったとき
 - ・解約申出の拒否や解約を不当に遅延させたとき
 - ・情報の適切な取扱いや苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置が講じられていないとき
 - ・委託先に対する指導が不十分であったとき 等
 - ②契約約款の記載の基準として、契約約款の交付・再交付に関する基準を追加。

(参考) 割賦販売法とは

- 商品代金やサービス代金の分割払いに関する法律。
 - － 割賦販売法では、特商法と異なり、許可制や登録制による開業規制を規定。
 - － 事業者の書面交付義務等の他、抗弁の接続等の民事規定あり。
- 割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

<規制対象となる取引>

● 販売信用（後払式取引）

・割賦販売

消費者から、商品等の代金の支払いを、2か月以上かつ3回以上の分割払いで受ける方法により指定商品、指定役務、指定権利を販売する取引。

・ローン提携販売

消費者が、販売会社から購入する商品等の代金を金融機関から借り入れ、2か月以上かつ3回以上で分割返済することを条件に、販売会社が消費者の債務を保証し、指定商品、指定役務、指定権利を販売する取引。

・信用購入あっせん

消費者が、特定の販売会社（加盟店）で商品等を購入することを条件に、クレジット会社が当該商品の代金を消費者に代わって販売会社に立替払いをし、後日、消費者が当該代金をクレジット会社に2か月を超えて支払う取引。

● 前払式取引

・前払式割賦販売

会員が指定商品を購入するため、商品の引渡しに先だつて、2か月以上かつ3回以上の前払いで払い込み、事業者は原則掛け金の払込終了後、会員の申し出により商品を提供する取引。

・前払式特定取引

商品の引渡し等に先立って、2か月以上かつ3回以上の前払いで、商品の売買の取次ぎ又は指定役務の提供若しくは指定役務の提供を受けること取次ぎを行う取引。（例：友の会、冠婚葬祭互助会）

(参考) 法規制の全体像 (後払)

● 行政規制

- 取引条件の表示義務等
(割賦販売：法第3条、ローン提携販売：29条の2、包括：30条、個別：35条の3の2)
- 書面交付義務
(割賦販売：4条、ローン提携販売：29条の3、包括：30条の2の3、個別：35条の3の8・9)
- 支払可能見込額調査及びこれを超える与信禁止
(包括：30条の2、個別：35条の3の3 ほか)
- 個人情報取扱い、業務委託の適確な遂行、苦情の適切・迅速な処理等
(包括：30条の5の2、個別：35条の3の20)
- 登録制 (包括：31条、個別：35条の3の23 ほか)
登録に当たっては一定の財務・業務運営の体制整備が必要
- クレジットカード番号等の適切管理等
(クレジットカード等購入あつせん業者：35条の16 ほか)
二月払購入あつせん (マンスリークリア) も対象
- 勧誘行為調査及び違法勧誘に係る与信禁止
(個別のみ：35条の3の5 ほか)
- 営業保証金の供託義務
(包括のみ：35条の3による16条～18条準用)
- 変更登録、登録更新、廃止の届出義務
(包括：33条の3ほか、個別：35条の3の28ほか)

● 民事ルール

- 契約の解除等の制限
(割賦販売：5条、ローン提携販売：29条の4、包括：30条の2の4、個別：35条の3の17)
- 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限
(割賦販売：6条、包括：30条の3、個別：35条の3の18)
- 所有権に関する推定 (割賦販売のみ：7条)
- 抗弁権の接続
(ローン提携販売：29条の4、包括：30条の4、個別：35条の3の19)
- 与信契約のクーリングオフ (個別のみ：35条の3の10・11)
- 過量販売に係る与信契約の申込みの撤回等
(個別のみ：35条の3の12)
- 不実告知等による与信契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し (個別のみ：35条の3の13～16)

● 行政権限等

- 改善命令 (包括：30条の5の3ほか、個別：35条の3の20ほか
クレジットカード等購入あつせん業者：35条の17)
- カード等の交付等の禁止 (包括のみ：34条)
- 業務停止命令 (個別のみ：35条の3の32)
- 登録取消し (包括：34条の2、個別：35条の3の32)
- 報告徴収、立入検査 (40、41条)
- 刑事罰 (49条ほか)

(参考) 法規制の全体像 (前払)

● 行政規制

- 割賦販売条件の表示義務 (3条)
- 書面交付義務 (4条)
- 過剰与信防止の努力義務 (38条)
- 信用情報の目的外利用の禁止等 (39条)

● 許可制 (11条、35条の3の61)

許可に当たっては、一定の財産的基礎等が必要

- 営業保証金の供託義務 (16条～18条の2※)
- 前受金保全措置 (18条の3※)

会員から預かったお金の1/2相当額を保全する義務を規定

- 営業の承継の届出義務 (18条の6※)
- 変更届出の義務 (19条※)
- 帳簿備付義務 (19条の2※)
- 廃止の届出義務 (26条※)

● 民事ルール

- 契約の解除等の制限 (5条)
- 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (6条)
- 所有権に関する推定 (7条)
- 標準条件の公示 (9条)

- 契約の解除 (27条※)
- 営業保証金及び前受業務保証金の還付・配当 (21条※)

破産等の不測の事態が発生した際には、保全させていた1/2相当額を会員に返金するための手続きを規定

● 行政権限等

- 契約締結の禁止 (20条※)
- 改善命令 (20条の2※)

改善命令できる場合を具体的に規定することにより、財務の健全性及び業務の適切性を担保

- 許可の取消し (23条※)
- 報告徴収、立入検査 (40、41条※)
- 刑事罰 (49条ほか※)

✓〔 〕は、前払式割賦販売のみの規定。

✓※印は、35条の3の62により、前払式特定取引に準用。

(参考) 割賦販売法の改正の変遷

- 割賦販売法は昭和36年の成立以降、我が国における消費者信用を巡る状況の変化等に対応して、随時改正を行ってきた。

1961年 (昭和36年)	割賦販売法の制定 割賦流通秩序の確立を目的 割賦販売条件の明示・書面の交付、契約の解除等の制限、所有権の推定、標準条件の公示、前払式割賦販売業者の登録等。
1968年改正 (昭和43年)	前払式割賦販売の拡大（ミシンから家電、家具、楽器等）に伴う問題等への対処 登録制を許可制に強化等。
1972年改正 (昭和47年)	消費者保護、友の会・互助会への対応 開示のルール強化。クーリング・オフ制度の創設。前受金保全措置の強化。適用範囲の拡大（ローン提携販売、前払式特定取引を対象。割賦購入あっせんにつきカード等に拡大）等。
1984年改正 (昭和59年)	販売信用の拡大と取引形態の多様化への対応 割賦購入あっせんに対し、開示ルール等の消費者保護ルールの適用。抗弁権の接続に関する規定の創設等。
1999年改正 (平成11年)	継続的役務のトラブル、金銭消費貸借契約によるトラブルへの対応 役務・権利の規制対象への追加。割賦購入あっせんの定義の明確化等。
2000年改正 (平成12年)	内職・モニター商法のトラブル、インターネット等による割賦販売の多様化への対応 カードレス取引の規制対象化、業務提携誘因販売取引に対する消費者保護規制の適用。
2004年改正 (平成16年)	マルチ商法等による消費者トラブルへの対応 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用等。
2008年改正 (平成20年)	悪質加盟店及び過剰与信に係る消費者トラブル、クレジットカード情報及び個人情報情報の漏えいへの対応 加盟店の勧誘行為調査義務、過剰与信防止義務、クレジットカード番号等の適切な管理義務の創設等。